

第4号議案

亀岡市税条例等の一部を改正する条例の制定について

亀岡市税条例（昭和30年亀岡市条例第39号）等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年6月2日提出

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市税条例等の一部を改正する条例

（亀岡市税条例の一部改正）

第1条 亀岡市税条例（昭和30年亀岡市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第46条の4に規定する場所をもって」を「恒久的施設（法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。）をもって、」に改め、同条第3項中「令」を「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」に改める。

第32条第5項中「第23条第1項第16号」を「第23条第1項第17号」に改める。

第33条の2中「100分の14.7」を「100分の12.1」に改める。

第46条第2項中「法の施行地に」の次に「本店若しくは」を加え、「、法の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、

同条第5項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加え、「第145条」を「第144条の8」に、「本項」を「この項」に改める。

第51条の13第1項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加える。

第54条の2及び第55条中「第10号の7」を「第10号の9」に改める。

第77条第1号ア中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号エ中「2,500円」を「3,700円」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(ア) 二輪のもの（側車付のものを含む。）

年額 3,600円

(イ) 三輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 四輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

第77条第3号中「4,000円」を「6,000円」に改める。

附則第4条の2中「第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで）」の次に「及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「公益

法人等（同条第6項から第10項まで）を「公益法人等（同条第6項から第11項まで）」に、「を同法第40条第3項」を「を同条第3項」に、「租税特別措置法第40条第6項から第10項まで」を「同法第40条第6項から第11項まで」に改める。

附則第10条の2の見出し中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第1号等」に改め、同条第1項を同条第4項とし、同項の前に次の3項を加える。

法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法附則第15条第2項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第10条の2に次の2項を加える。

5 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

第16条を第15条の2とし、同条の次に次の1条を加える。
(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第77条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第77条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第19条第1項中「第32条及び第33条」を「第32条第1項及び第2項並びに第33条」に改める。

附則第19条の2第2項中「租税特別措置法」を「第37条の10第1項」に、「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」を「第37条の11第1項」に改める。

附則第19条の3第2項中「同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等」を「株式等」に改め、「取得をしたもの」の次に「、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈のときに、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したもの」を加える。

附則第22条から第23条までを削る。

附則第24条を附則第22条とする。

(亀岡市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 亀岡市税条例の一部を改正する条例(平成25年亀岡市条例第28号)の一部を次のように改正する。

附則第20条の5を削る改正規定の次に次のように加える。

附則第21条の2中「附則第41条第9項各号」を「附則第41条第8項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第9項」を「附則第41条第8項」に改める。

附則第1条第2号中「第6条第4項、第6条の2第4項、」を削り、「改正規定」の次に「(附則第20条の4第5項第3号の改正規定中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。)」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中亀岡市税条例第33条の2の改正規定及び次条第6項の規定 平成26年10月1日
- (2) 第1条中亀岡市税条例附則第4条の2、第19条の3第2項の改正規定、第22条から第23条までを削る改正規定並びに附則第24条を附則第22条とする改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 平成27年1月1日
- (3) 第1条中亀岡市税条例第77条の改正規定並びに附則第4条及び第6条（第1条の規定による改正後の亀岡市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日
- (4) 第1条中亀岡市税条例第23条、第46条、第51条の13第1項及び附則第16条の改正規定並びに次条第5項、附則第5条及び第6条（新条例附則第16条に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日
- (5) 第1条中亀岡市税条例第32条第5項、附則第19条第1項及び第19条の2第2項の改正規定 平成29年1月1日
- (6) 第1条中亀岡市税条例第54条の2及び第55条の改正規定
子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第2条 新条例附則第4条の2の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第19条の3第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

3 新条例第32条第5項及び附則第19条第1項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第19条の2第2項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

5 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始

する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

- 6 新条例第33条の2の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第10条の2第1項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第2項第1号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

2 新条例附則第10条の2第2項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第2号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第10条の2第3項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第3号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第10条の2第5項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第37項に規定する設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例附則第10条の2第6項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第38項に規定する機器に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第77条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第5条 新条例附則第16条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第16条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第77条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第77条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例附則第16条の表以外の部分	第77条	亀岡市税条例等の一部を改正する条例（平成26年亀岡市条例第 号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第77条
新条例附則第16条の表第77条第2号アの項	第77条第2号ア	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第77条第2号ア

	3, 9 0 0 円	3, 1 0 0 円
	6, 9 0 0 円	5, 5 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	7, 2 0 0 円
	3, 8 0 0 円	3, 0 0 0 円
	5, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円

(亀岡市都市計画税条例の一部改正)

第 7 条 亀岡市都市計画税条例 (昭和 3 2 年亀岡市条例第 2 号) の一部を次のように改正する。

附則第 1 3 項中「第 1 2 項、第 1 6 項から第 2 4 項まで、第 2 6 項、第 2 7 項、第 2 9 項、第 3 3 項、第 3 7 項若しくは第 3 8 項」を「第 1 1 項、第 1 5 項から第 2 2 項まで、第 2 4 項、第 2 6 項、第 3 0 項、第 3 4 項、第 3 5 項若しくは第 4 0 項」に改める。

亀岡市税条例等の一部を改正する条例案要綱

1 地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり亀岡市税条例等の一部を改正すること。

- (1) 法人の市民税の法人税割の税率を100分の12.1（現行：100分の14.7）に改めること。
- (2) 軽自動車税の税率を次表のとおり改定し、最初の新規検査から13年を経過した三輪以上の軽自動車へ重課税率を導入すること。

車種区分			標準税率(円)		重課税率(円)
			現 行	改定後	
三輪			3,100	3,900	4,600
四輪 以上	乗用	営業用	5,500	6,900	8,200
		自家用	7,200	10,800	12,900
	貨物用	営業用	3,000	3,800	4,500
		自家用	4,000	5,000	6,000
原付	50cc以下		1,000	2,000	重課税率制度 の導入なし
	50cc超90cc以下		1,200	2,000	
	90cc超125cc以下		1,600	2,400	
	ミニカー		2,500	3,700	
軽二輪(125cc超250cc以下)			2,400	3,600	
小型二輪(250cc超)			4,000	6,000	
小型特殊自動車	農耕作業用		1,600	2,400	
	その他		4,700	5,900	

※ 新標準税率は、平成27年4月1日賦課の軽自動車から対象。ただし、三輪以上の軽自動車の場合は、平成27年4月1日以後に最初の新規検査（新車登録）を受けるものが対象。

三輪以上の軽自動車の重課税率は、平成28年4月1日賦課の軽自動車から対象。

(3) 固定資産税の償却資産の地域決定型地方税制措置を次表のとおり設けること。

対象資産	対象取得年度	参酌特例率 (導入幅)	市導入特例率
浸水防止用設備 (新設：浸水想定区域内の地下街等)	平成26年度 ～平成28年度	3分の2 (2分の1 ～6分の5)	3分の2
ノンフロン製品 (新設：自然冷媒利用の業務用冷凍・冷蔵機器等)	平成26年度 ～平成28年度	4分の3 (3分の2 ～6分の5)	4分の3
汚水又は廃液処理施設 (移行：公共の危害防止)	平成26年度 ～平成27年度	3分の1 (6分の1 ～2分の1)	3分の1
大気汚染防止法の指定物質排出抑制装置 (移行：公共の危害防止)	平成26年度 ～平成27年度	2分の1 (3分の1 ～3分の2)	2分の1
土壌汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設 (移行：公共の危害防止)	平成26年度 ～平成27年度	2分の1 (3分の1 ～3分の2)	2分の1

(4) その他所要の規定整備を図ること。

2 この条例は、公布の日から施行すること。ただし、1の(1)の改正は平成26年10月1日から、1の(2)の改正は平成27年4月1日（経年車の重課税率は平成28年4月1日）から、1の(4)の改正は平成27年1月1日、平成27年4月1日、平成28年4月1日、平成29年1月1日及び子ども・子育て支援法の施行の日からそれぞれ施行すること。